

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」
 について（議案第133号）

令和4年9月15日
 人 事 課

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和する等の必要がある。

2 改正内容

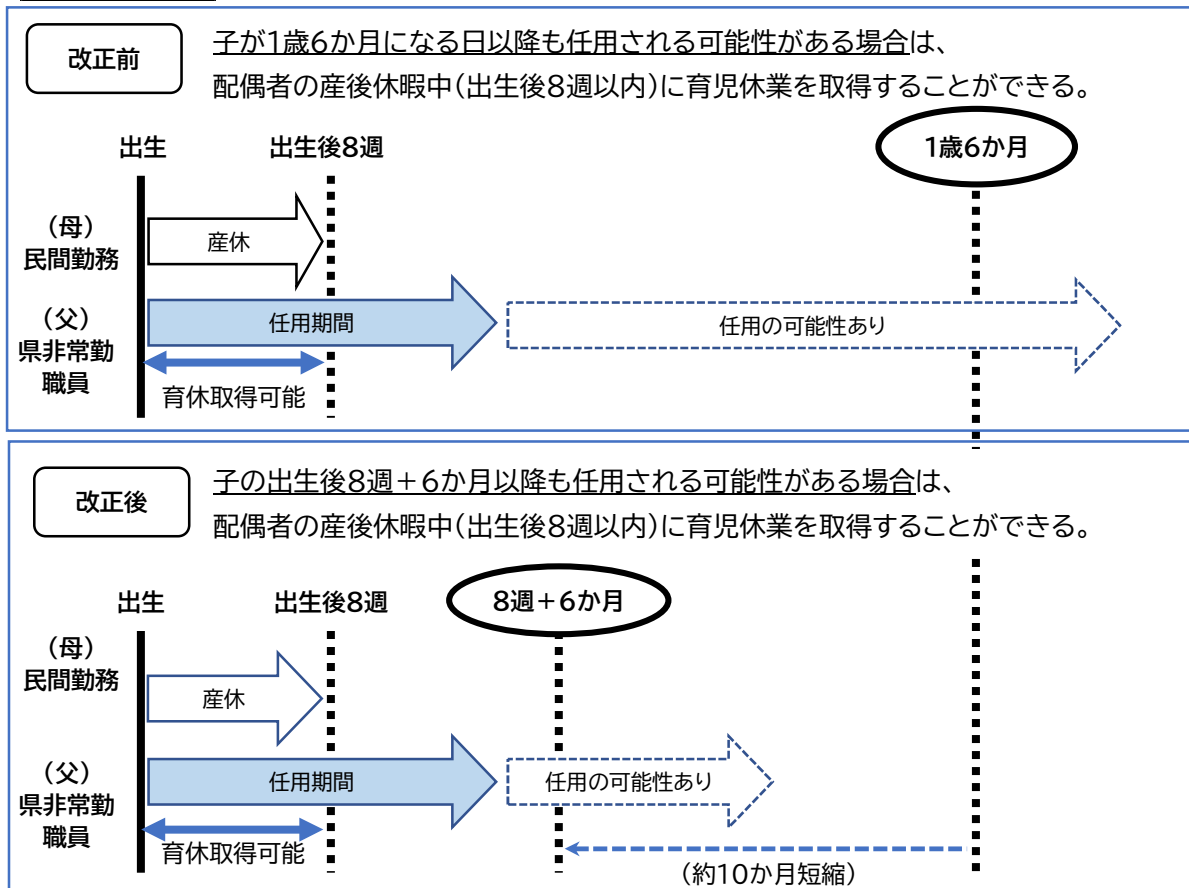
(1) 取得要件の緩和（第2条関係）

男性非常勤職員の育児休業の取得の促進を図るため、配偶者の産後休暇中（子の出生後8週以内）に取得する育児休業に係る任用期間の要件を緩和する。

<改正前> 子が1歳6か月になる日以降も任用される可能性があること

<改正後> 子の出生後8週+6か月以降も任用される可能性があること

イメージ図(1)



(2) 開始時点の柔軟化（子が1歳～1歳6か月）（第2条の3関係）

配偶者と交代で育児休業を取得しやすくする等の観点から、1歳以降も延長して育児休業を取得する場合について、育児休業の開始時点柔軟化する。

【改正前】開始時点は、子の1歳到達日の翌日

【改正後】開始時点は、子の1歳到達日の翌日

又は（配偶者が子の1歳到達日の翌日から育児休業している場合）配偶者の育児休業に接続する日

(3) 開始時点の柔軟化（子が1歳6か月～2歳）（第2条の4関係）

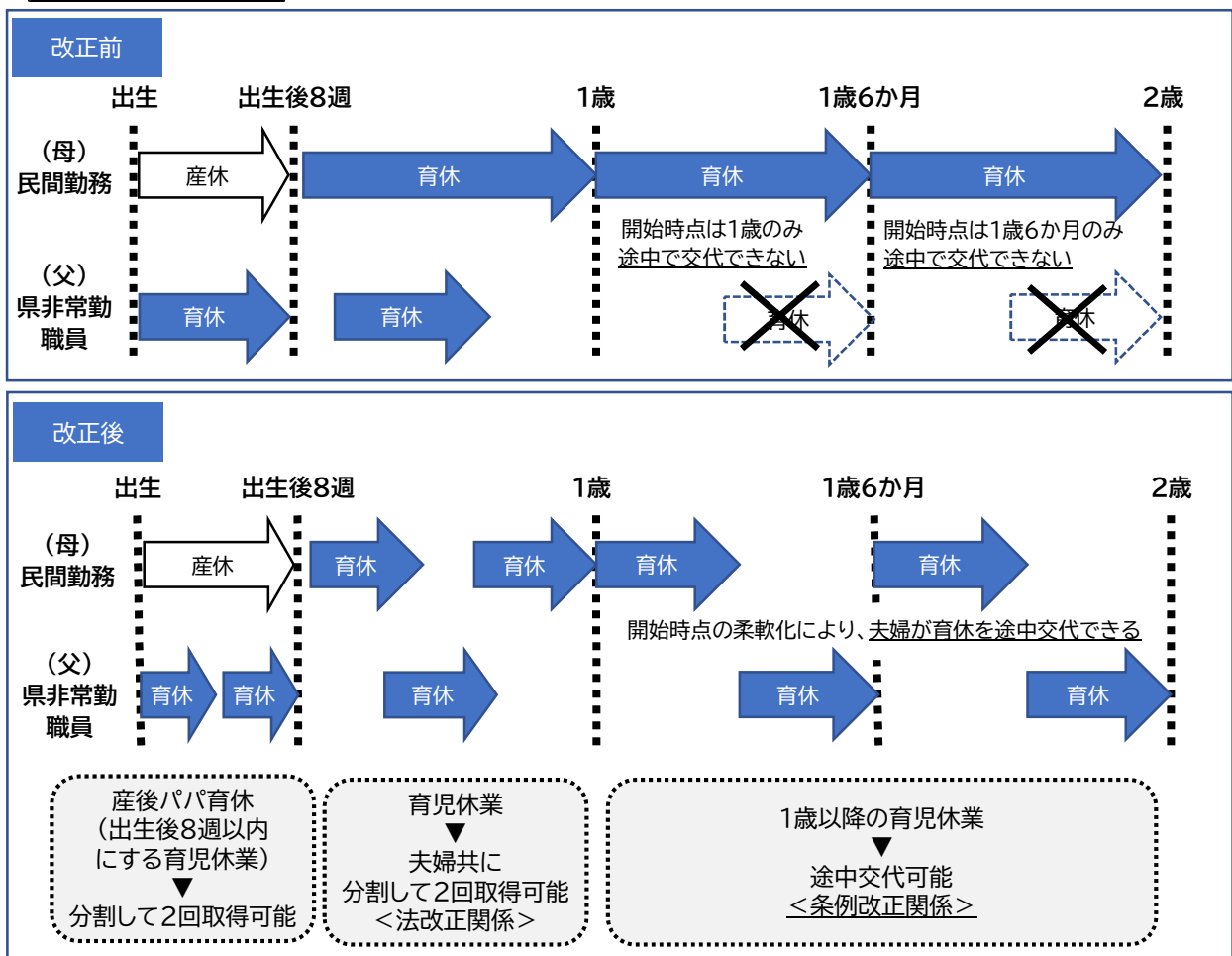
配偶者と交代で育児休業を取得しやすくする等の観点から、1歳6か月以降も延長して育児休業を取得する場合について、育児休業の開始時点柔軟化する。

【改正前】開始時点は、子の1歳6か月到達日の翌日

【改正後】開始時点は、子の1歳6か月到達日の翌日

又は（配偶者が子の1歳6か月到達日の翌日から育児休業している場合）配偶者の育児休業に接続する日

イメージ図(2)・(3)



(4) 第3条関係

任期の更新後に引き続いて育児休業を取得できる職員の対象に、任期付職員を追加する（改正前：非常勤職員のみ）。

3 施行期日

令和4年10月1日

※国家公務員、民間ともに令和4年10月1日施行

【参考】非常勤職員の育児休業制度について

	育児休業制度		産後パパ育休 (出生後8週以内にする育児休業)	
	改正前	改正後 (R4.10.1~)	改正前	改正後 (R4.10.1~)
対象期間	原則子が1歳まで (※)最長2歳まで	同左	子の出生後8週以内	同左
分割取得 の可否	原則分割不可	分割して2回 取得可能	原則分割不可	分割して2回 取得可能
1歳以降の 育休開始日	育休開始日は1歳、 1歳6か月に限定さ れる	育休開始日を柔軟 化(1歳、1歳6か月 に限定しない)	—	—

(※)保育所に入所できない等特別の事情がある場合は、最長2歳まで育児休業を取得することができる。